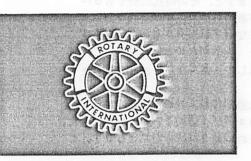
# THE ROTARY CLUB OF NAGOYA-CHIKUSA



# (हा)

# WEEKLY

名古屋干種ロータリークラブ 1982年 火曜日 12-30 例会日 愛知早生年金会館 〒10 〒植区池下一丁目4番18号 井上ビル4F D号 Tel 763-5110 会 長 水野民也

No. 7 (1982~1983)

MANKIND IS ONE-Build Bridges of Friendship Throughout the World

類 は 71 世界中に友情の橋をかけよう 1982~83年度RI会長向笠広次

### 昭和57年9月28日(火)晴 第7回例会

### ◇出席報告

会員 37名 出席 32名 出席率 86.49%

◇前 回 9月21日 (修正出席率) 96.88% Make up

青山君(9/22和合),深見君(9/25岐阜長良川), 加藤(正)君(9/25年次大会), 菅原君(9/22和 合), 鈴木君(9/27東京浅草)

◇ビジター紹介 7名

### ◇松居幹事報告

- 1. 本日例会終了後理事会を行いますので, 理事役員の方は橘の間にお集まり下さい。
- 2. 次週は夜間例会のため6時より松楓閣に て行います。昼間の例会はございませんの でお間違えのないようお願い致します。

### ◇新入会員紹介



氏. 安藤 鋹之助 君 牛年月日

昭和14年3月27日

事業所

安藤産業株式会社

千種区下方町6-98

TEL 711-8371

地 位. 取締役社長

Ħ 宅 名東区亀の井2-294

推薦者

永野敏夫

職業分類

プラスチック製造配布



2 樋田 勝造 君

生年月日 昭和13年2月13日

氏

事業所 みのかめ株式会社

千種区内山3-11-17

TEL 733-1188

抽 位 専務取締役

宅 千種区内山3-11-17 自

推薦者 成田良治 職業分類 米菓販売



氏 名 黒野 貞夫 君

生年月日 昭和5年8月20日

事業所 愛知厚生年金会館文化センター

千種区池下町2-26

TEL 761-4181

地 位.

教授

名東区亀の井2-179-2 Ħ 宅

推薦者 水野民也 職業分類 書道家



 氏
 名
 西川
 豊長
 君

 生年月日
 大正12年2月12日

 事業所
 名古屋公証熱田役場

 熱田区神宮4-7-27

 TEL
 682-5978

地 位 公証人

自 宅 千種区千種 2 - 904

推薦者 水野民也 職業分類 公証人



 氏
 名
 鵜飼 一男 君

 生年月日
 大正14年8月2日

 事業所
 株式会社名東製氷

 千種区松軒1-10-4

 TEL 721-2621

地 位 代表取締役

自 宅 千種区山内 2 —115 推 嵐 者 寺沢竹三郎

職業分類 冷氷

### ◇水野(民)会長挨拶

第7回の例会ビジターとして余語特別代表 はじめ皆様にはありがとうございました。

今日は戦争前後のロータリーについて一寸 お話を申し上げたいと思います。

1937年7月7日、蘆溝橋事件が勃発し国際ロータリーはもとより、南米その他の地域から日華友好を望む声が高まったのですが、日本の実状説明の文を東京、大阪のRCはそれぞれに送っています。

しかし時代は上海でのパネー号事件等が起き,1938年3月24日には国家総動員法が成立して戦争時代に入り,1939年には米穀配給統制法や切符制への移行となりました。

その時代のロータリーはどんなものであっ

たのかと申しますと、その時代に於てもロータリーの理解者はあり、小磯軍司令官は「我がためになすは 我が身のためならず人のためこそ 我がためと知れ」との古歌を示してRCをはげまされております。

然し情勢は悪化して日満共同体のロータリー,三越でのスパイ活動等への道をたどったわけです。この続きは次のお話とします。ご期待を!!

## 

第8条 会員身分の存続第5節終結一欠席。 (a)連続4回本クラブの例会に欠席した正会員,シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は,本条の規定による場合を除き,以下本項に定めるところによって,その欠席を補塡(メークアップ)するか又は理事会が正当且つ充分な理由ありと認めて出席をしない限り,すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、 欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時 から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例 の時までの間に他のどこかのロータリー・ク ラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席 することによってその欠席を補塡して、本ク ラブにおける出席として完全に認められることができる。但し、このような出席の通知が とができるでの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれ を報告しても差支えない。

但し、いずれの会員も、その会員の各半期間における例会出席のうち少なくともその30パーセントは、本人の所属クラブにおいて行なうことを要するものとする。但し、その会員が、書面をもってクラブの理事会に申請し、理事会が正当な理由があるものと認めて免除した場合はこの限りでない。

本クラブの例会を欠席した本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員が、ローターアクト・クラブもしくは仮ローターアクト・クラブ又はインターアクト・クラブもしくは仮インターアクト・クラブもしくは仮インターアクト・クラブの例会に出席した場合において、前記の出席が本クラブの指示に基づくもので、かつまた欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時までの間に行なわれたものであったときは、欠席した本クラブ例会に出席したものとして完全に認められることができる。但しそのような事情について、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

◇次回卓話(10月5日) 夜間例会の為卓話はありません。